

※ 登録番号	第984号（令和5年2月7日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
3.商号又は名称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃしんせいとちほーるでいんぐす 株式会社新青土地ホールディングス	
4.氏名 (ふりがな) (法人である場合は代表者氏名)	あおやぎ のりこ 青柳 寛子	
5.資本金額	金1100万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
あおやぎ のりこ 青柳 寛子	代表取締役	常勤 非常勤
あおやぎ まさひこ 青柳 雅彦	取締役	常勤 非常勤
あおやぎ かずこ 青柳 和子	取締役	常勤 非常勤
はやし こうじ 林 晃司	監査役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
あおやぎ まさひこ 青柳 雅彦 営業所の業務を統括する者 助言業務を行う者 投資判断を行う者	取締役	助言並びに投資判断業務全般
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本社	令和5年12月21日	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南4-44-3 マーキュリービル5階 電話 03-5307-7575 F A X 03-5913-8575
計 1 店		

9.業務の方法

<p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。</p> <p>①種類：全ての種類を対象として、主に業務用ビル、住宅、共同住宅。</p> <p>②規模：特に定めない。</p> <p>③所在する地域：主に東京都内を始めとする国内主要都市</p> <p>2. 助言の方法</p> <p>単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等</p> <p>3. 報酬体系（投資助言の報酬）</p> <p>投資助言の報酬は、下表のとおりとする。但し、詳細は契約締結時に決定する。</p> <p>（表1）</p> $\text{報酬} = (\text{1人当たりの①人件費}) \times \text{従事日数} + \text{②直接経費} + (\text{③1人あたりの間接経費} \times \text{従事日数}) + \text{④技術料} + \text{⑤特別経費}$ <p>①人件費＝当社標準額：1日1人当たり5万円</p> <p>②直接経費＝実費相当額とする。</p> <p>③間接経費＝調査研究費、研修費、図書費、減価償却費、通信費を含む実費相当額とする。</p> <p>④技術料＝当社標準額：投資総額の1.0%～3.0%を標準技術料とし、個別協議の上、その額を決定する。</p> <p>⑤特別経費＝特別に要請のあった設計企画費用等実費相当額</p> <p>投資対象が、遠隔地物件や競売物件等の特殊な場合等、業務内容に個別の事情がある場合には、顧客と協議の上、上記と異なる内容で決定することがある。</p> <p>4. 報酬の支払時期</p> <p>（1）単発的な取引にかかる助言</p> <p>契約時半額、業務完了時半額とする。ただし、投資助言業務が6ヶ月以上に渡る場合には、顧客と協議の上、中間時金を受領することがある。</p> <p>（2）一定期間継続的な資産運用に係る助言</p> <p>毎月月末支払いを受ける。</p> <p>（3）上記に係らず、業務内容に個別の事情がある場合には、顧客と協議の上、上記と異なる内容で決定することがある。</p>
--

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (4)第88473号	令和4年11月16日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

<ul style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買・仲介・賃貸及びその斡旋並びに管理 2. 建築工事の設計及び施工 3. 土木工事の設計及び施工 4. 損害保険代理業 5. コンサルタント業 6. 民泊業 7. ホテル・旅館その他宿泊施設の経営
--

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
あおやぎ まさひこ 青柳 雅彦	220株	100%	東京都

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の内名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
はやし こうじ 林 晃司	林晃司税理士事務所 (税理士事務所)